

## 社会福祉法人丸岡福祉会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人丸岡福祉会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めたものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員に対して報酬を支給する。理事長業務（専決業務等）、評議員会、理事会、監査、指導監査立会、苦情解決業務、その他の会議（以下会議等とする）に出席した場合に別表1を支給する。

### (費用弁済)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議等に出席した場合、費用を弁償する。

2 社会福祉法人丸岡福祉会役員・職員旅費規程に基づき、その実費相当額を支給する。

### (支給方法)

第4条 支給方法は、当日又は職員の例により月末に支給する

### (退任の場合)

第5条 役員等はその任期を満了し業務を全うし退任した場合、理事長の場合は50,000円、その他の役員等に対しては30,000円の退職金を支給する。入会が1期以上で健康上の理由により退任した場合はそれぞれの半額を支給する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

### (改廃)

第5条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別表 1)

用務	単位	金額 (円)
理事長等業務執行役員	1 回	5,000 円
理事・監事・評議員	1 回	5,000 円